

ストップ ザ 消費者被害

稚内市消費者被害防止連絡会ニュース No. 27

[事務局]

稚内市消費者センター

稚内市中央4丁目16-2

稚内市保健福祉センター2階

電話 0162-23-4133

市役所などの公的機関を騙る不審電話にご注意！



最近、全国的に「振り込め詐欺」「母さん助けて詐欺（オレオレ詐欺）」や「投資詐欺」などの特殊詐欺が発生しています。

市内でも、60歳代の女性宅に「市役所です。●●さん（実名）ですか？ 保険料を2か月分払い過ぎています。書類を送るので、振込先などを記入してください。」と、「還付金詐欺」と思われる事案が発生しています。

また、「還付の手続きをする」と言って、ATMに誘導する手口も全国的に頻発しています。市役所などの公的機関が、還付金手続きをATMで行うことは絶対にありません。

もし、市役所などの公的機関を名乗る相手から、「還付金があります」「振り込み先を教えてください」と電話があっても、少しでも不審に思ったら、一度電話を切り、電話帳や広報紙などで連絡先を確認し、あらためて問い合わせてください。

なお、

★不審な電話や郵便物などに関する情報

★送金先口座や郵送先などに関する情報

などがありましたら、情報の提供をお願いします。



不安や心配な点がありましたら、消費者センターや警察までご相談ください。

☆☆☆ 無料法律相談の活用を！ ☆☆☆

稚内市は「無料法律相談」を毎月1回実施しています。

相談時間は午前11時から午後3時までです。（相談時間は1人25分）

事前申し込みが必要ですので、相談を希望される方は下記までご連絡下さい。

【実施日】 2月9日 ・ 3月9日 ・ 4月13日

稚内市生活衛生課生活衛生グループ 電話（直通）23-6497

見守り 新鮮情報

第165号

親戚の高齢の女性が、金融機関で**大金を引き出**していた。どうしたのか聞いたところ、**公的機関を名乗る**男性が突然自宅を訪ねてきて、「あなたは過去に色々な業者から寝具を購入しているため、今後**も勧誘が続く。訪問販売業者が来ないように手続き**してあげるので、その**費用として150万円必要**」と言われ、現金を下ろしにきたということだった。この後その男性が**自宅にお金を取りに来る**らしい。不審に思うがどうしたらよいか。
(当事者：80歳代 女性)



訪問販売の勧誘を止めてくれる？ 高額な手数料の請求！

ひとこと助言

きっぱり
断って！



見守るくん

- 過去に訪問販売でトラブルに遭った人が、電話や郵便、来訪などで「訪問販売業者の勧誘を止める」「被害者名簿から削除する」などと持ちかけられ、その後手数料を請求された等の相談が寄せられています。
- 実際に手数料を支払わされたり、別の商品を売りつけられたりして、二次的な被害が生じるケースも見られます。
- 仮に何らかの手続きをしたとしても勧誘が止まる保証はありません。特に金銭を要求された場合は、決して信用してはいけません。きっぱり断りましょう。
- 高齢者が不審な勧誘を受けていないかなど、身近な人が日ごろから気を配ることも大切です。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。